

第1回日野市子ども・子育て支援会議

議事録

出席委員 19人中18人出席

欠席委員 連合多摩区域協議会 幹事 半澤あゆみ委員

日 時 平成25年11月28日(木) 18:00～20:00

場 所 市役所6階 全員協議会室

次 第

1 開会

2 副市長あいさつ

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議事

(1) 会長・副会長の選任について

(2) 会議の運営について

(3) 子ども・子育て支援新制度の概要について

(4) 日野市子ども・子育て支援事業計画について

(5) その他

6 閉会

〔配布資料〕

資料1 日野市子ども・子育て支援会議委員名簿

資料2 日野市子ども・子育て支援会議事務局名簿

資料3 日野市子ども・子育て支援会議条例・同施行規則

資料4 日野市子ども・子育て支援会議の概要

資料5 子ども・子育て支援新制度の概要

資料6 日野市子ども・子育て支援事業計画の概要

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただ今より第1回日野市子ども・子育て支援会議を開催したいと思います。委員の皆様方には、本日はお忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日第1回目の会議ということでございますので、次第にございますとおり、本会議会長、副会長の選任までを事務局で進めさせていただければと存じます。また本会議につきましては議事録作成のため録音をさせていただきますことを、あらかじめ御了承いただきたく重ねてお願いを申し上げます。

それでは会議に先立ちまして、日野市、荻原副市長より挨拶申し上げます。

○荻原 改めまして皆さん、こんばんは。お忙しい中、またお寒い中ではありますけれども、今回、子ども・子育て支援会議の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げたいと思います。本来であれば、お一人お一人に市長から皆様方に委嘱をさせていただくというところがございますが、誠に申しわけございません。市長は公務が重なった都合、今回のような形式をとらせていただくことをお許しいただければというふうに思います。

さて、もう皆さん御承知のとおり、昨年8月に子ども・子育て関連3法が成立いたしました。現在国においては、子ども・子育て会議において精力的な意見交換がなされているところでございます。日野市におきましても、おかげさまで本日このような会議の開催に至ることができたことを、皆様方に感謝申し上げ、今後の進展を期待しているところでございます。なお、この会議におきましては、皆様方に新しい制度の本格施行に向けまして、平成27年度から5年間の第1期とします子ども・子育て支援事業計画を策定していただきたいというふうに考えております。この策定にあたりましては市の現状を十分に踏まえていただき、今後のあり方を計画に反映できるよう、今回、皆様方幅広い分野からそれぞれの御専門の方にお集まりいただいております。その皆様方の積極的な御意見をもとに、活発な御議論をぜひお願いしたいというふうに思っております。日野市におきましても最重要施策ともなります子ども・子育ての関連の施策でございます。ぜひ、皆様方の熱い思いを、ぜひこの席で交わせていただけたらなというふうに思っております。

最後になりますけれども、日野市における子ども・子育て新制度への円滑な施行に向け、皆様方の御協力をいただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とかえさせていただきます。これからもしようこそよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、本日お集まりの委員の皆様にご自己紹介をお願いいたす存じます。あわせま

して、本会議への思いなどもお聞かせ願えれば幸いです。事前に配布をさせていただいております資料の1をごらんください。委員名簿がございます。大変恐縮でございますが、名簿の順に松本委員からお願いできませんでしょうか。よろしくお願いいたしますします。

○委員 遅れてしまって大変申しわけありません。今年度は父母連の会長を務めさせていただきます松本と申します。今、私の下の子が保育園に通っている関係で、ちょっとこのような機会を与えていただいたので、ぜひ参加してみようと思いました。

私の上の子が保育園のときにも、民営化など、いろんな話が出ている中、その子どもが学童に行けば、学童がまた民営化だって話があったりとか、保育園、小学校、どこに行っても問題がいろいろあるので、私たちが自分の子どもを預けているリアルタイムにほんとに母親、親をやっている中でもどうしてもやっぱり切実な問題というのではあるので、幾らかでも力になればと思い参加させていただきました。ほんとに微力ですが、よろしくお願いいたしますします。

○委員 日野市立幼稚園連合父母会の古賀です。上の子が5歳の女の子と2歳の男の子がいます。何も専門的なものはわからないのですけれども、私なりに一生懸命頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますします。

○委員 こんにちは。私は日野市学童保育連絡協議会学童クラブの保護者からなります父母会の会長を務めております對馬と申します。学童というのは小学生の保育園と言いますか、親が働いていて、その子どもたちが通う場所という所で、単なる居場所、遊んでいい場所ではなくて保育園の延長というか、大事な時期の育成というところを、大分とても大事な時間とか環境とかというところが、そこに期待がかけられていると思っています。今回の法改正でまたガラッと変わるのではないかとこのところが父母たちに実はありまして、ぜひこちらにも保護者の代表として意向をお伝えしながら連携を取って、よりよい方向に行けばと思っていますので、よろしくお願いいたしますします。

○委員 こんにちは。市P協副会長を務めております黒川です。今年度は潤徳小でPTA会長を務めております。子どもは上が中学1年生になりまして、下が今小学校4年生です。以前、私自身、保育士として保育園に勤めていたことがございますので、とても興味がある問題だと思っています。自分自身、勉強しながらこれから参加させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

○委員 皆様こんにちは。日野市青少年育成会連合会の代表として参りました佐野と申し

ます。7年前に始めました日野市の放課後子どもプラン事業、そちらの「ひのっち」のコーディネーターもしておりますので、これからの話し合いの中でそちらのほうの観点からのお話もしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 日野市青少年委員の会の岩本と申します。よろしくお願いいたします。青少年委員の会のことに関しましては、御存じない方もたくさんいらっしゃるのではないかと思います。青少年委員の会では6月に遊・友ランドという障害のある子とない子を共に一緒に同じ場で遊んでもらおうという、そういう趣旨の大きなイベントをやっております。その関係で私自身も八王子東特別支援学校のふれあいサポーターをやっておりまして、日常的に障害のあるお子さんと一緒に接しております。そのほかにも教育部の生涯学習課でやられています障害者訪問学級というものの講師もやっておりまして、今回こういう形で皆さんのお仲間に入れさせていただくことになりましたので、いい機会ですので健常児だけではなく、障害のあるお子さんのこととか、そういうことに関しましても、ぜひこの策定の中に盛り込んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 こんばんは。日野市児童委員の主任児童委員をしております森山と申します。よろしくお願いいたします。主任児童委員という立場で、お子さんにかかわる幼児から児童、18歳未満のお子さんということで、その中でいろいろな今問題を抱えている御家庭、御家族、それからお子さんの面に関しても考えていけるという、またこのような機会にこういう会に参加させていただくことになり、いろいろな面でサポートできる体制がまた見る目も違ってくるのではないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員 皆さん、こんばんは。企業というか働く立場的なところを代表してということでも市のほうからお話がありまして、コニカミノルタのほうから参加させていただきました原口と申します。皆さんの自己紹介を聞いていますと、子どもさんの紹介をしているのですが、私は双子の2児とか、もう31歳の子どもが2人いまして、私は子どもが大好き、人が大好きなのですが、小さいころからずっと子育てをうちの妻と一緒にやってきました。そういう関係ではお話できると思います。ただ、先ほど企業というお話をしましたけれども、私の立場で今は毎年、部長がうちの会社に来てくれて私も話をさせていただきましても、かなり市の財政も企業自身もリーマンショック以降、すごく厳しくなっています。そうしたことで、現実的な意見も出ささせていただきながら、企業として主として何ができるのかということをお話できればというのと、そうは言っても、こういった表題ですとやはり子どもさんだとか子育てというのは、夢がないとやはり

親としても子どもさんとしてもいけないのかなあとしますので、この中で夢を語れるようなお話ができるのと、現実もしっかりお話をしながらやっていきたいなあというふうに思います。実は私はこの場に来るよりも、人事だとかの企業の労働条件を語る者が来たほうがいいかなあというふうに思いましたが、私のつたない意見がどのようになるかわかりませんが、まずは御指導よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員 皆さん、こんばんは。私は日野市の私立幼稚園の代表で参りました日野市私立幼稚園協会の会長をしております、日野多摩平幼稚園の園長の福田でございます。よろしくお願ひいたします。今回資料を読みましたが、その中の理念と意義を、私はうれしく拝見させていただきました。子どもはこれから日野市を担う、そして日本を担う子どもですので、その子どもに光が当たっているという事は、とてもうれしいことだと思っております。先ほどの方が保育園から小学校への接続期の、内容・中身を期待されていましたが、その辺とても大事なことだと思います。そこに今回のこの消費税が使われるということはとても意義のあるすばらしいことだと、思っています。企業の方もいらっしゃいますので、働き方の見直しも含めて人選されたのかなと思っております。資料にも書いてありましたけれど、上質な教育、そして保育を期待して、それを実現するために、ぜひ皆さんでいろいろ考えていきたいと、思っております。そして子育てって楽しいなと、親が思えるような、日野ならではのシステムをつくるお手伝いをしたいと、思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員 民間保育園の連合会の会長になっております吹上保育園の園長の吉富です。お顔がよくわかる方、関係者の方も多々おると思いますが、サッカー連盟の会長もやっております。あとはこちらの皆さんは大体おわかりでしょうけど、日野で一番小さい保育園の園長が会長をやっております。普通は大体でっかい所がやるのですが、大は小を兼ねないのですね。小は大を兼ねるという痛みがわかる、かゆみがわかるというところでやっていきたいなと思っております。私の子どもも公立保育園に入れたこともありますし、学童も行っております。だからもう還暦で 60 にはなりましたが、皆さんの先輩ぐらいに思っていたいて、何が出てくるかなあというところでやっていきたいと思っております。よろしくお

願います。

○委員　こんばんは。青嶋でございます。私は東京都独自の認証保育所という保育園をやっております。親子3代で、もう40年ぐらい保育園をやっております。その中で私たちの会が今700園ぐらい東京都の中でありまして、その半分ぐらいがこの協会というものをつくっていきまして、そこの会長をさせていただいています。子どもには民間も何も関係なく日野市の子どもたちとして私たちは育てていきたいと思っていますので、いろいろ御指導ください。これからも勉強していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員　皆さん、こんばんは。NPO法人子どもへのまなざしの理事、小俣と申します。我々の団体は幾つかいろんな活動をしていまして、このひのっ子すくすくプランの後期計画でも重点施策として位置づけていただきました子どもが主人公の居場所、仲田の森で遊ぼうという屋外型の子育て広場のような事業ですね、それと野外保育まめのめという保育の授業、そして母が企画する親育ち講座ですとか、今度は児童精神科医の佐々木正美先生の講演会なども企画させていただきながら、日野市の方々、地域の皆さんに御理解と御支援をいただきながら活動をしてきております。そういう事業は俗に言う子育て支援というような枠に入るかと思うのですが、私自身も3児の父でして、子育て支援というよりも子育て中だからこそ力が出せる母や父たちと仲間と共に、子どもがいるから地域とつながれて、子どもがいるから人の輪が広げられるということをモットーに活動してきております。本当にこの緑と清流のまちという日野が何て子育てしていて楽しくて、子どもと一緒に過ごして楽しくてというのを仲間と実感しながら私も子育てができております。またこのプランに加われて非常に大変うれしく思います。よろしくお願いいたします。

○委員　皆様、こんばんは。私はNPO法人市民サポートセンター日野の理事で事務局長の土屋と申します。私どものNPOはNPOになる前を数えると20年くらい市民の総合活動というのをして家族支援というのをやっているのです。実はきょうが10回目のNPO法人の誕生日で、きょう10年目だねというのをさっき気がつき、みんなで喜んだのですが、10年間の子育て支援、子育ち支援、家族支援というのを通して日野市をずっと5,000人ぐらいの会員さんで見守ってといいますか、何とかやってまいりました。最近は隣の子どもへのまなざしさんの講演会のときの保育を受託されて、やっと何か少し力がついてほかのNPOさんとも共同、今年からできるようになって見込んでおります。私自身はたまたまなのですが、この後に内閣府地方版子ども・子育て会議の先進的な取組事例集の作成に関する業務委員会という委員を委嘱されまして、何か先進事例を50出して、

そのうち 30 にアンケートを出して、そのうち 10 にヒアリングに行くという、そういう委員なのですけれども、今日たまたま午後に霞が関の内閣府の会議、委員会があったのですが、日野市は残念ながら選ばれませんでしたけれども、私もほかの所でいろいろ意見を聞く機会もあろうかと思っておりますので、またそういう知見をこちらの会議で少し発言をさせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。実践女子大の教員をやっております乙訓と申します。住まいは程久保に 25 年ほど前に引っ越して来まして、実践に骨をうめるつもりで引っ越して来ました。

4、5 年前に墓も高幡不動のほうに移しました。実践だけじゃなくて日野市で骨を埋めるという気持ちでいまして、このたび市の方からお話がありまして、私よりももう少し若い人にとっておったのですが、諸事情がございまして、かわりに私が出てきた次第です。

今お話を伺っている中で、私も 25 年前にちょうど上の子が幼稚園のときに引っ越して来まして下の子が幼稚園になりましたか、その後学童を含めてちょっといろいろ多少経験があるのですが、何十年も前でございまして実情が今どうなっているか、その辺はちょっと研究室にこもっているような人間で、あまりわからないところとかいろいろ教えていただきたいと、そういうつもりもありまして、うまくいけばというか普通であれば 1 月にちょうど孫ができますので、孫のためにもちょっとそんなことも含めて自分自身も勉強させていただきたいと、こういうつもりで来ております。多少は学会関係で、保育園学会等で役職をやっております、会議の中でいろんな方とお話をさせていただいております。これからいろいろ教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員　皆さん、こんばんは。日野市立公立小学校校長会からの代表ということでこちらのほうに参りました中島でございます。日野で 9 年目ということになります。少し日野の制度等がわかってきたかなという状況で、今回御出席の方についても、保育園、幼稚園の皆様とか、ひのっちの関係、それから民生児童委員の方、大変お世話になっているところであります。率直に自分が感じていることが、本当に客観的に周りの人たちはどんなふうに捉えているのかなということで、この会を通して少しでも視野が広げられればありがたいなというふうに思っています。最近子どもたちは未来を生きるということで、将来に向けてどういう価値観を育てていかなければいけないのかなということを学校では努めて考えているのですが、ややもすると今の時点での保護者の方の価値観をあまりにも前面に出すというケースが、私は多いような気がしています。そのことも含めて皆様方の御意見の中から、最近の子どもたちのことについて会議が進められればということで期待をして

おります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員　こんばんは。教育部長の田倉でございます。よろしくお願いいたします。教育委員会は日野市では公立幼稚園を5園持っております。多摩地区では府中市で3園、あとは日野の5園ということで、一番公立幼稚園を持っているという自治体でございます。その中で今現在この公立幼稚園はどうあるべきか、ということに鋭意協議しているところでございます。その中でこの子ども・子育て支援会議、この会議での議論、こういった方向性が出てくるのか、非常に興味を持っているところでございます。こういったこの会議も公立幼稚園のほうにも大きな影響がある方向が出てくるのかなというふうに思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○委員　皆さん、こんばんは。私は行政の部門からの参加をさせていただいております健康福祉部の小山と申します。よろしくお願いいたします。私は今年から健康福祉ということで来ております。健康福祉についても皆さん御存じだと思っておりますけれども、健康に関して0歳の出生から老人福祉ということで、御高齢の方の特養から老健までのかかわりを持ち、その間には障害を持たれる方、そういった方たちとのかかわりをしながら、よく言う生活保護でいろいろな難局に立ち向かってたり、就労できない方たちの相談、そういったことも一手に引き受ける部でございます。そういったところでこの会議に参加をさせていただくということと、ここに来る前が日野の市立病院のほうにも5年ほどいさせていただきました。小児救急の関係でいろいろな場面で消防の方たちともかかわりを持ったりとか、いろいろなこの南多摩、北多摩、西多摩、いろいろな病院との関係も持ちながら小児の救急ということにもかかわってきました。そんな観点から、またここで皆様の御意見もまた勉強しながら、自分の思っていることも意見として出せればと思っております。

○委員　皆さん、こんばんは。子ども部長の大島と申します、どうぞよろしくお願いいたします。私は委員の1人ではあるのですが、事務局よりの事務局を束ねる立場ということで若干毛色が違うのかもわかりませんが、皆さんと活発に意見を交わしていければというふうに思っております。事前の資料としてこんな物を皆さんにお配りしたと思うのですが、26年度までの計画というのが今あります。27年度から新しい制度が始まり、それに対応する新しい計画をつくっていくと。その計画づくりに皆さんからの意見を取り入れて、できる限り反映していきたいというのが会議の趣旨というふうにも言えると思います。そういった意味で、いろんな立場の広い分野からお集まりいただきました。保護者の方、それから地域の方、それから仕事場というキーワード、また子育て

の事業を営んでいらっしゃる方、いろんな方がいらっしゃいます。活発に御意見をいただきたいということを願っております。特にこの名簿で言いますと、子どもの保護者という当事者というお立場の方が4人いらっしゃるのですけれども、ぜひ実体験を踏まえた御意見をいただければなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

行政側の委員でございます。皆様との対話の中でいいものを持っているのですけれども、ぜひその計画が財源的な裏打ちのある実行性のあるものにしたいという思いも持っております。そういった意味での意見というものを私は言う立場かなと。ここに4人行政サイドの者がおりますけれども、そういう立場かなというふうにも思っております。ぜひ、計画づくりは今後の1年間ぐらいでということになっております。計画をつくった後はまた進行管理ということにもなりますので、これから長いお付き合いになると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 大変にありがとうございました。なお、本日名簿の9番目に記載がございます連合南多摩の半澤様におかれましては事前に御欠席の旨の連絡を頂戴しておりますので、御報告をさせていただきます。

ここで荻原副市長におきましては公務の都合上、退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○副市長 申しわけございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは続きまして事務局職員を紹介させていただきます。資料2にございます事務局の名簿がありますので、順に紹介をさせていただきたいと思います。

まず初めに、本日進行を務めさせていただいております子育て課長の中田と申します。よろしくお願いをいたします。

同じく子育て課課長補佐の谷 光彦でございます。

谷 光彦 よろしくお願いいたします。

○事務局 主査の谷 剛毅でございます。

谷 剛毅 よろしくお願いいたします。

○事務局 主任の木暮でございます。

○木暮 木暮でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に保育課でございます。

課長の高橋でございます。

○高橋 高橋です。よろしくお願いいたします。

○事務局 課長補佐の高原でございます。

○高原 高原です。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に子ども家庭支援センターでございます。

センター長の宮澤でございます。

○宮澤 宮澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 主査の稲田でございます。

○稲田 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局 以上、事務局となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、本会議を含めまして新制度に関し業務を委託しております株式会社ぎょうせいを御紹介いたします。

○受託者 ぎょうせいの馬場と申します。よろしくお願いいたします。

同じくぎょうせいの金川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、本会議の公開の扱いと資料等の確認をさせていただきます。まず会議の公開の扱いでございますが、施行規則第4条によりまして会議及び資料につきましては公開という形にさせていただきたいと思っております。また議事録につきましては後日委員の皆様にご確認をいただきました上で、日野市のホームページ上で公開をさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきをいただければと思います。

続いて本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。初めに略儀ながら机上に委嘱状を配布させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

続いて本日の資料でございます。まず初めに次第でございます。続いて資料の1、日野市子ども・子育て支援会議委員名簿でございます。資料の2、日野市子ども・子育て支援会議事務局名簿。資料3としまして、日野市子ども・子育て支援会議条例及び、同施行規則でございます。資料4、日野市子ども・子育て支援会議の概要でございます。資料5、日野市子ども・子育て支援新制度の概要となっております。資料6で日野市子ども・子育て支援事業計画の概要でございます。また、ひのっ子すくすくプランの概要版を参考として机上に配布をさせていただきました。資料等に欠落等がございましたら事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは議事に入ります。始めに本日の会議は日野市子ども・子育て支援会議条例第7条第2項に基づきまして、半数以上の委員の皆様にご出席をいただいておりますので成立をしてい

ますことを御報告させていただきます。なお、本日は施行規則第4条第2項に基づきまして傍聴を予定しておりましたが、傍聴はないということですので御報告をさせていただきます。

それでは初めに本会議の会長・副会長の選任をお願いしたいと思います。日野市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項では、会長・副会長の選任は互選により定めることとなっております。僭越ではございますけれども事務局といたしましては、教育学、また教育思想が御専門でありまして、現在では実践女子大学におきまして幼児教育も専攻されており、また日本ペスタロッcher・フレーベル学会会長、日本児童学会理事として多方面で御活躍をされております乙訓委員に会長をお願いしたいと思っておりますけれども、委員の皆様いかがでございましょうか。

—— 異議なし。

○事務局 ありがとうございます。それでは本会議の会長は乙訓委員をお願いするということで、大変恐縮ですけれどもお席を移動していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 僭越ですが、私の教育会議の私の提案で円卓式でやりましょうって円卓になっていますけど、ちょっと1人だけ孤立しているみたいで。

○事務局 次回工夫します。

○会長 僭越ですが、もっと能力のある方がおられると思うのですが、至りませんが少しばかりこの会議のお手伝いをできる限り力を尽くしてやらせていただきたいと思います。

○事務局 よろしく願いをいたします。

それでは以後の議事の進行につきましては乙訓会長のほうでよろしくお願いをしたいと思います。

○会長 そうしますと

議事のところにございましたように、会長と同時に副会長の選任ということが議事としてあるわけですね。それでこの議案も会長と同じように互選で行うというのが条例の中にあるのだと思いますが、私もそうですがちょっとここでどなたかというようなことはいかななものかと思いますので、勝手ですが事務局のほうにお考えがあればそのお話をいただきたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

—— 異議なし。

○会長 それでは事務局のほうからお考えがありましたら。

○事務局 それでは僭越ではございますけれども、事務局といたしましては長年、保育園運営に携われて来られました吉富委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○事務局 よろしく申し上げます。

—— 異議なし。

○会長 私どもの大学も保育専攻という形にしておりますが、前はコースだったのですが、いろいろ大学の中での学生集めのことも含めまして、大変遅いながら８年前に私どもでつくりまして、吉富先生、それから福田先生、実習等々お世話になったり、また卒業生を御採用いただいているわけございまして、日野市の中で実践の立ち位置と言いましょうか、この幼児保育のほうでもっともっと我々は力を尽くして、今は小学校のほうも入れまして、私は教育のほうで保育のほうはちょっと疎いのでございますけれども、考えながらそういう形で我々１０年近くなりますが、その中で日野市の我々の大学の学科だけではなくて、日野市に認知している我々の中で日野市のために少しでもお役に立つようなことを考えてはいるのですが、まだまだ力不足で、ほんとに隣におおくぼ保育園さんがございまして、おおくぼ保育園さんは我々のグラウンドに来て、やってもらったりして、できるだけ開放していただくように大学のほうにも働きかけて。また市の方にもどんどんそういうことを要求していただいて、地域に少しでもお役に立てばというような仕事を多少はしてきた人間でございまして。そんなことで先ほども申しましたように、なかなか実際お集まりの委員の方々のように、今リアルタイムで生き生きとした実情、実態をご存知の方が結構おられるわけで、私はあまりその辺が少し遠ざかってしまっておりまして、いつも学生をどうするかとか、そういうようなところのマネジメントみたいなことは多少するのですが、この際そういう意味で法令を含めて子育ての保育を含めて勉強する意味で、この委員を務めさせていただきたいと思います。

会長というのは、ちょっとオーバーな名前なのですが、至りませんが議事進行に関しまして多少やってきておりますので、できるだけ時間を取らないような形で、このそもそもお話がありましたように、本会議は国策でもあります市が実施するという主体者は市でございまして、私たち委員は市民として、あるいは専門の知識を持つ人間として、少しでも実施に当たって我々の住民としての、市民としての要求も含めて市の中で一体となって市と協力していいものをつくっていくという、こういうことが本会議の立ち位置じゃないかと思うのです。そんなことでその辺の中で、いろいろ先ほどもちょっと部長さん

のほうからお話もありましたが、いろいろ夢もありますし、いろいろなことが出てくるかとは思いますが、そういうことも含めてクリエイティブな生産的な議論として、集まりとして、お互いに会話をしながら、ああ、そうか、とわかりあいながらこれからの策定に向けて意見を、ぜひぜひお願いしたいと思います。それでは吉富先生、先生もちょっと一言、三言でも五言でも構いませんが。

○副会長 さっき大体お話はしたのですが、1つ言い忘れているのが、保育園の職員の福祉はどうしてくれるのだからっていつも言われるので、8時まで保育園はやっているのだけど、保育園の子どもの保護者の子どもはどこへ預けるの。だから私の子を保育園に入れてちょうだい、私の子を学童に入れてちょうだいって、じゃあ私の子どもは誰が見てくれるというのが、いつもサンドイッチのこんなところにいるのが園長の悩みです。それとこちらはトワイライトやったりそういうのもやっているのね。それと10時までやっている職員の福祉はどうするのっていう。だからさっきも先生が言ったように、親の希望と行政のできる範囲と、そこで働く者をどうしてくれるのじゃって、きょう何か連合の代表の人がどういうわけか欠席で、私は連合の代表みたいなことを言わなきゃいけないのだけど、だから市職は連合に入っているのかどうか知らないけど。だから働く人と言えば、幼稚園、保育園、認証を全部あわせると1,000人ぐらいいるのかな。公立を入れるともっといるのかな？学童とか要は子ども関係で働いている公務員をあわせて1,000人からの人間の福祉を考えておるとというのが1つ。それと、もちろん我々経営者は食わせていかなきゃいけない、利益も考えなきゃいけないわけで、1,000人の飯をどうしていくか、1,000人の家族をどうしていくかということも考えて副会長をやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○会長 それもやがて問題になることもあろうかと思いますが。

それでは御挨拶をいただきましたところで、次は議事の5になりましょうか。よろしゅうございますね5で。5の2になりますね。(2)これからこの会議の運営、進行、段取りを含めていろいろところでどういうふうにやっていくのかというようなこと。市のほうから今後これらの運営の行い、御提案をいただいて、そこで御意見、指摘等があればまたいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○事務局 それでは事務局から説明をさせていただきます。

資料の3、日野市子ども・子育て支援会議条例、またおめくりいただきますと同施行規則となつてございます。それと資料の4、日野市子ども・子育て支援会議の概要。こちら

の資料によりまして、会議の運営に関して御説明をさせていただきます。

まず資料の3をご覧ください。本会議は条例第1条にございますとおり、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置されてございます。また本会議の所掌事務の処理に当たりましては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。その旨が法律で規定をされておりまして、これを受けて条例の第4条におきまして、本日幅広い分野の委員で構成をさせていただいているところでございます。条例の第7条では会議の成立及び議決要件を定め、それぞれ委員の過半数をもって決することとしてございます。

続きまして、施行規則をご覧くださいませうでしょうか。第4条に本会議の公開について定めてございます。本会議は原則公開とし、本日もそうですが傍聴もできるようになってございます。また第6条では議事録及び配布資料の公開について定めてございます。会議の資料、議事録、あと委員名簿、こちらにつきまして日野市ホームページ上で公開とさせていただければと思います。なお、委員名簿につきましてはフルネームで掲載をさせていただきます。また議事録につきましては、各委員の意見が特定されない形で個々のお名前は出さずに、発言内容は全て委員という形で載せさせていただくことで御了承いただければと思います。

それでは次に資料の4をごらんください。日野市子ども・子育て支援会議の概要について御説明をさせていただきます。

先に申し上げましたけれども、本会議は子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置をされており、同法では市町村は子ども・子育て支援事業計画の策定などの事務を処理するために審議会等の機関を設置することが求められてございます。本市におきましては平成25年6月に条例を制定し、本会議を設置したところでございます。本会議の審議事項でございますが、資料の中ほど4に記載がございますとおり、法に定められた4つの事項について審議をいただきます。

最後にスケジュールでございますけれども、本日の会議を含めまして平成25年度に3回、平成26年度に5回の会議、おおむね2月に1回ぐらいのペースで開催をさせていただく予定となっております。現在実施しておりますニーズ調査を踏まえながら事業計画を策定してまいりたい、このように思っております。

会議の運営に関する説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それではただ今御説明にありましたことにつきまして、御質問なり御意見なりございますればお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

そうでございますね、時間の制限もあるということもありまして、実際いろいろ法令上のことがあったり、審議事項の4点につきましてもかなりいろいろなものがあるわけですが、これから順次会を開く中でそれが個別的に問題になっていくということで、そのようにお考えいただいて、お時間があればそれなりの関連の資料を、またお仕事の中でかなり周知していることが多々あるだろうと思いますけれども、そういう中でまた御意見をいただければと、こんなふうにも考えますが、私もそのつもりで、なかなかパッとこう資料が来まして、いろいろわずか1週間足らずですからそんなに十分にはできません。行政のほうはプロですからおわかりだろうと思います。そういったところで御説明なり解説をいただく中で理解したり、また御意見をいただいたり、あるいは質問をいただくというような、そういう形でいくのかなというふうに、こんなふうに思いました。

このスケジュール等々、ある意味では我々の課題ですから、何にしろちょっとオブレーションと言いましょうか義務にもなるのだらうと思うのですが、大体2月に1回ぐらいの予定でございますね。また、この日程で日時、時間とかにつきましては、また後ほどの最後のところだったであつたかと思ひます。そこでまた御意見をいただければと、こんなふうに思ひますが。

はい、どうぞ。

○委員 今回、公開ということで説明もいたしまして、我々の団体内、またいろいろ協力する団体からも、やはりこれがどういうふうに進んでいるのか非常に興味深く仲間からも意見がありまして、公開ということで議事録はもちろんきちとしたものを待たないといけないのですけれども、資料はこんな資料が配布されて運営されていますというようなことを、そういった仲間の関係に見せてということは問題ないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○会長 事務局、どうでしょうか。

○事務局 会議を終えましてホームページ上で公開をするその資料については、よろしいかと考えます。

○会長 別にちょっと私が言うのはどうかと思いますが、公開ということでございますから、個人名を挙げてどうだこうだというようなことはないということですから、そういうところは避けていただくことになると思うのですが、こんなことが話としてあつたと。

秘密の何とかじゃありませんから、公聴会なのですから、私はそんなふうに思います。言葉だからそういった対立に導く、あるいは反対になるようなことは、お互いに市と住民が特に子育てのことですから一緒に両輪となっていくような、そういう形でいけるような、少なくともお話、御相談があつて委員になられている以上、そういう方向でももちろん言わなきゃいけないことはあるかと思いますし、忌憚のない意見の中でもとにかく弁証法じゃありませんが、そこでできるだけいい結論を出していくと。大勢いけば文殊の知恵が出てくると思いますので、いろいろな意見があつてしかるべきだろうと思いますけど、そんなふうに私はまとめさせていただきたいと、こんなふうに思っていますけど、よろしゅうございましょうか、事務局の方は。

○委員 すいません。同じようなことなのですからけれども、私どももたくさん会議に参加、たくさん会員さんがおられまして、若いお母さんからお孫さんのいるような方までたくさんいらっしゃるのですけれども、やはりこれに関心を持っていらっしゃる方がいて、私がこの委員になるということになりましたら、ぜひ話を聞かせてほしいというふうに言われております。今のお話ですと、それはしてもいいということだったのですけれども、こちらで議事録ができてからということですか？

○会長 その順序はどうですか？

○事務局 資料につきましては、会議が終わりましてなるべく早いタイミングでホームページ上に掲載をさせていただきたいと考えております。議事録につきましては、委員の皆様様の御了承をいただいた上で随時発行していくというふうに考えてございます。

○会長 そこに齟齬が生じるようだと、ちょっと困るわけですし、委員の許可をあれして回覧か何かするのですか？そこまで行かない？ともかく、それなりの資料をきちっと分析してつくるかと思います。あとよろしいでしょうか。

○事務局 まずは事務局のほうで取りまとめをさせていただいたものを、各委員の皆様にもメールという形で1回お渡しをさせていただきまして、そこで修正等があれば、その旨を御返信いただいてまとめていきたいと思っております。

○副会長 民生委員の選考なんかは完全に個人の守秘義務だから、回収するのよ。これは守秘義務よとかって宣言してやるわけよ。ここは公開でオープンでということなのか、これだけは守秘義務を課しますとか、この資料は回収いたしますということを事務局が会長、副会長のほうへ指導をしていただけると、これは世間話でも何話でも自由だよっていうのでいいじゃない。これはだめよっていうのがわかんないから混乱するので、だめなものは

だめって、これは守秘義務で個人のプライバシーで何とかだよっていう何とか法違反だよって言うてくれれば、我々もすっきりするのだけど。

○会長 個人情報に関するものは、その辺はかなりシビアな問題が出てくる、そういうことはあるかもしれませんが、そのときには私も早急におきまして対応させていただきたいと思います。

○委員 委員がおっしゃったのは、配られた公開前提の資料を使ってこんなことがあったよというお話をしているのですかということですね。そうですね。

○委員 そうです。それが議事録ができる前でもいいのですかというお話です。

○委員 議事録については確認をお願いしますという段階で、それを出していただくのは困るけども、そのほかのものはスピーディーにやってもらってよろしいですよね？そういうことだと思います。

○会長 その辺は御了解いただきましたね。よろしいのですね。できるだけ御関心のある方は公聴に来ていただくと、時間帯とか都合がございますから必ずしも来られない。代表が出ていればということが確かにあるかと思います。私の所は聞きたいやついないのじゃないかと思って困るなんて、聞きたいくらいの人が大勢いてくれたらいいのしょうけどね。そういうことで、ちょっと議長がしゃべりすぎで恐縮でございます。それではこの案件につきましては御了解いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思います。そうしますと次が議事案5の3になります。子ども・子育ての新制度の概要ということでお話を、これもよくおわかりのところで事務局のほうからお願いしたいと思います。

○事務局 それでは資料5の1枚目をごらんください。子ども・子育て支援新制度の概要でございます。まず上段2つの枠でお示しをさせていただきますけれども、本制度は社会全体で子育てを支援する新たな支えの仕組みを構築して、地域の創意工夫によりまして就学前の子どもに対する教育及び保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するために質の高い幼児期の学校教育、保育の提供、そして保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的としてございます。中段にお示しした主なポイントと内容でございますけれども、1点目は幼保連携型認定子ども園の認可、指導、監督の一本化による認定こども園の制度の改善でございます。

2点目は、今までそれぞれの体系の中で行われてきました認定こども園、幼稚園、保育所を通じました共通の給付ということで施設型給付の創設と、また新たに小規模保育等への給付ということで地域型の保育給付が創設されることということでございます。

3点目は、地域の子ども・子育ての支援の充実ということで、法で定められました13事業を実施してまいります。日野市では既にほぼ実施済みでございますけれども、とりわけ学童クラブにつきましては基準等の条例化ということも定められておりまして、検討が必要となってまいります。

最後に新制度の仕組みでございますけれども、市町村が実施主体となって地域のニーズに基づきまして平成27年度から31年度の5年間の事業計画を策定し、給付事業を実施することとなります。消費税10%への変更と連動しまして、約0.7兆円を財源としまして社会全体で支える仕組みとなっております。

続いて1枚をおめくりいただきまして、給付事業の説明をさせていただきます。

○事務局 給付事業の御説明でございます。給付と言いますのは、簡単に言いますと保育園や幼稚園が施設を運営するための運営費、その支払いということになります。最初に大きい枠で子ども・子育て支援給付と書いてありますが、ちょっとその下の四角い枠をごらんください。子ども・子育て支援法ということで、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育など共通の財政支援のための仕組みということで、今回この子ども・子育て支援法というものができまして、こういった幼稚園、保育園は全て1つの枠の中に入れて、同じシステムでこの給付というものをを行うということが大きな変更点になります。今まで、例えば幼稚園のほうは文部科学省、保育所のほうは厚生労働省、認定こども園についてはその両方というような形でバラバラに給付が行われてきておりましたけれど、それを全て一本化するというのが今回の改正の大きな要点になっております。

その下の施設型給付のところをごらんいただきたいと思います。一番上に認定こども園、0歳～5歳と書いています。今回の法律ではこの認定こども園、特にそのうちの幼保連携型、これを国が進めていこうという考えをもとに行っているものであります。認定こども園によって親御さんが仕事をしているとか、していないとか、そういったことに関係なく、質の高い幼児教育を誰でも受けられるというシステムを推進していこうと考えております。認定こども園の中には、幼保連携型以外にその下にあります幼稚園型とか保育所型、そういったものもございますが、一応この幼保連携型がメインというふうに考えていただきたいと思います。

その下に幼稚園、保育所ということで、今までどおりの幼稚園、保育所というものも当然ございます。これについても、給付については全て一本化をしていくということになっております。ただ、この幼稚園のところをちょっと見ていただきますと、左のほうが少し

枠からはみ出た部分がございます。これについては、また後でちょっと説明するところがありますので、今はこういったはみ出ている部分があるというところだけ覚えておいていただきたいと思います。

その下の地域型保育給付ということで、4つの類型が書かれております。小規模保育、これは定員が6名～19名以下の保育園、小規模な保育園ということになります。通常の認可保育園というのは20名以上ということで定められておりますが、それよりも少ない6～19名の小規模保育というもの。それから家庭的保育。これはいわゆる保育ママさんと呼ばれる者で、保育士等の資格を持つ保育ママさんがお一人当たり2人ないし3人のお子さんを預かっているという制度です。最大5名まで補助者をつけて可能ということで、小規模保育の6名以上と分かれているという形であります。そこの横の居宅訪問型保育。これは簡単に言いますとベビーシッターということで、保育士がその居宅、家を訪問して保育するというものです。その横が事業所内保育ということで、これも制度としては今までずっとあったのですが、なかなか国や市町村の補助という制度ができておらず、普及していないものでしたけど、この4つ、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、こういったものも地域型保育給付ということで、今回の法律の給付事業の中に全て1つの枠の中に入れるということが大きな変更点となっております。

その下のイメージと書かれた部分があります。今回の改正の大きな点というのは、もう1つに保育園、あるいは幼稚園の認可という問題があります。現行では保育所の認可は都道府県が行っております。これは改正後も変わらないのですが、その右横に矢印で示したところに、認可と同等の基準を満たす施設ということで色がついていない部分があります。現行法ですと、認可と全く同じ基準を満たしている施設についても、国、あるいは市町村のほうで認可というような形に話を進めないと認められないという状況があります。それに対しまして、その下の新制度につきましては、全部それを認可するということになっております。市町村との協議は残りますけれど、基本的には認可基準を満たしている施設、保育施設の面積だとか、保育士さんの数だとか、そういったものが全て満たされている施設については認可を行う。これはここで今から検討していただきます保育計画で、日野市があと何人ぐらい保育の量が必要だろうかということを定めまして、そこに達するまでには全て認可を行っていくというようなシステムになります。同様に、多様な保育、家庭的保育や小規模保育についても、認可を進めていくという形になります。

それでは次のページを見ます。左上に現行制度と書いてあるものですが、これは、

先ほど申し上げました保育の給付ということで、その支払いの方法がどういった形で変わっていくかというふうなことを説明した図になります。その現行制度の右下のところに、幼稚園ということで、幼稚園の制度がどうなっているかということで、現行の幼稚園は、私学助成というものを文部科学省のほうから受けております。その私学助成のちょっと下のところに就園奨励費というのがあるのですが、これは、保護者の方が保育料を支払っているのですけれど、それを補助という形で、これは国のほうから市を通じて、利用者のほうにお支払いをしているというものです。その下に、利用者負担ということで、施設によって異なると。幼稚園によって保育料等は少しずつ違うのですけれど、それを払うというようなシステムになっています。

その下の保育所。保育所の現行の制度ですけれど、保育所については保育所運営費というものがありまして、基本的には、これは国や都から、あるいは市からのお金を、市を通じて全て保育所に支払っていくということになります。利用者負担については、市のほうで所得に応じて決定をして徴収をするという制度になりまして、幼稚園と保育園というのは、全然違うシステムで行われているのが現行の制度でございます。

矢印の右側で、新たな制度ということで、新しい制度ではどうなのかということになりますと、基本的には、全て施設型給付というかたちで支払いすると。個人の利用者の負担についても、法律に基づいて利用者が一部負担をするというような形に変わっていきます。その図のちょっと下のところに＊印が3つ並んだ説明書きがありますが、その中の真ん中の＊印のところに、施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続というふうに書いてございます。こういった形で施設型給付ということで、全て一本化するということにはなっていたのですけれど、幼稚園側の希望もあり、そういった給付制度には入らないで、従来どおりの文部科学省による私学助成を受けた幼稚園というものについても、今後そのとおりするということで変更がございました。それが、先ほど言いました、幼稚園が少し左上にはみ出ている部分ということで、この給付に入らない幼稚園というのもあり得るという形になっています。

その下ですね。保育を必要とする場合の利用調整の手順（イメージ）というふうに書いてあります。保育園や幼稚園に入る場合には、保護者の方がそれぞれいろいろなところにお申し込みをしていただいて、それぞれの施設に入っていくということなのですが、これも少し変えるということで当初話がありました。その下の枠の中の3つの丸の一番上のところですね。当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、

市町村が利用の調整を行うというふうに書いてあります。現在も市町村が利用の調整を行うのですが、ここに当面の間というふうに書いてあるのは、当初は、市町村は、保護者に対して保育の必要性の認定だけを行って、あなたは学校教育だけで大丈夫ですと、あなたは長時間の保育が必要です、あなたは短時間の保育が必要ですという認定証をお渡しして、保護者はその認定証を持って、各施設、保育園や幼稚園に行って申し込むというようなことが当初は考えられておりましたが、国の子ども・子育て会議でその辺を検討した結果、それではかなり大きな混乱が生じるだろうと。特に待機児の多い都市部においては、入れないお子さんは今現在も大勢いらっしゃいますので、それではやはり無理だということで、当面の間については、要するに待機児が全然いないような状況になってどこでも保護者の方が施設を選べるという状況になるまでは、市町村は利用の調整を行うということになりました。その下の丸の、認定こども園・公立保育所・地域型保育についても、市町村の調整の下で調整を行うというふうになっています。

それから、その下の丸ですけれども、私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行うとわざわざ書いてあるのですけれども、これは、現行制度と同じです。現行も私立の保育園の保育料については市町村で行っていますし、契約についても、市町村と利用者の間で契約をしております。これも、当初については私立の保育所が保育料を徴収すると。あるいは、利用者と保育園の契約はじかに行うというような形で話があったのですけれども、先ほど言ったように、それでは混乱が生じるということで、市町村が調整を行って入所を決定するということになりました。

それで、その下の図があるのですが、一番上のところ。保護者が保育の必要性の認定の申請を行うと。それに対して市町村は、保育についての認定を行って認定証の交付を行うというのが、先ほどの認定証を持った保護者の方が、保育園や幼稚園に向かって入所の申し込みをするというイメージのときにでき上がったものです。しかし、実態としては、今と同じような形で、その下の、保護者が保育利用の申込みを市町村に対して行って、利用調整を行うと。利用調整というのは、簡単に言いますと、今、保育課のほうで保育園の申し込みがあったときに、優先度に応じて保育園を決定するというシステムのことです。

また、先ほど言いました認定のシステムについても、行うことは行うのですけれども、事務手続き上の簡素化ということで、同時に手続きができるということなので、特に保育園については、今と同じような形でお申し込みをされる。ただ、そこに一応認定という形の作業が加わりましたので、認定の申請と、認定証の交付も同時に行うということになって

います。ですから、利用調整、お申し込みの方法については、基本的には、今の制度とそれほど大きく変わらないというふうに考えていただいて大丈夫かと思います。

それでは、その裏のページをごらんください。これも現行の幼稚園や保育園と、新たな制度でどういった形に変わるのかということを図で示したものでございます。まず、現行制度の幼稚園部分ですけれど、利用者と幼稚園の間というのは、現行では利用者が幼稚園に申し込んで契約をすると。利用者の方は幼稚園で保育料を支払う。幼稚園のほうは、利用者に対して学校教育を行うということでできております。市町村と利用者の関係というのは、現行では、幼稚園の先ほど言いました就園奨励費。保護者の補助金ですね。これだけに限られております。また、市長村と幼稚園というのは、直接の結びつきはないというような状況になっております。その下の保育園ですけれど、こちらについては、まず利用者の方が市町村に契約の申し込みをするということになります。保育園が決まった結果、保育所は利用者に対して保育を行う。また、利用者は保育料を市町村に支払う。市町村と保育園の関係は、運営費の支払いという形になっております。これが、現行制度でございます。

それが新たな制度でどう変わるかということなのですが、まず、一番下の利用者のところですが、利用者と教育・保育施設と。幼稚園とか保育園については、公的な契約を行うということになっておりました。ですが、先ほどお話ししたとおり、ちょっと利用者が直接幼稚園、保育園と契約を結ぶのが難しいということで、その下の＊印の3行目ですね。現行制度と同様に、市町村が施設に対して保育に要する費用を委託費として支払い、この場合の契約は、市長村と利用者の間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うということで、この部分については、現在の状況とそれほど変わらないということになります。ただ、市町村が教育・保育施設に対しては、施設型給付を行うというところで結びつき、特に幼稚園については、市町村と教育施設の結びつきが非常に強くなっているということになります。

その下の、本制度での保育に関する市町村の役割ということで出ております。市町村は、保育に関しては、保育を必要とする子どもに対しては、保育をしなければいけないということで、現在の児童福祉法 24 条に書いてございます。しかしながら、その後にはただし書きという部分がございます。ただし、保育が用意できない場合には、家庭的保育事業、その他による適切な保護を実施するようというところで書いてございます。そういった結果、今保育園に入れないという待機児が生じているわけですが、改正後の児童福祉法

においては、市町村は、認定こども園、家庭的保育事業等により、保育を必要とする子どもに対して、必要な保育を確保するための措置を講じなければならないということで、より一層強く、必ず保育をするようにということで、厳しい条項になっております。

右横にはプラスの字が書いてありますけれど、プラス、子ども・子育て支援法においては、全市町村における市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備を行うということになっています。その後、現行は待機児童 50 人以上の市町村のみということで、日野市も現在 155 名の待機児童がいますので、保育整備の計画はつくっております。ですが、これは例えば、今 155 人の待機児が 2 年後は 100 人に下げていきたいというような形の計画をつくっておりますけれど、今回の法律では、平成 27 年度から始まって、5 年以内にこの待機児をゼロにするという目標を達成するということになっていきますので、5 年後についてはゼロという形で計画をつくっていかなければならないというふうに、非常に厳しいものになっています。給付事業については以上でございます。

○事務局 続きまして、この 5 ページの説明をしたいと思います。まず、今までの新制度については、認定こども園、または保育園、幼稚園の事業の再編や給付の変更についての説明がありましたが、次、まず御説明するのが、もう 1 つの今回の柱であります、在宅を含む子育て関連について、地域の実情に応じて子育て支援を一層充実させるために、ここに書いてありますように、地域子ども・子育て支援事業というものが、1 つの柱となっております。下のほうに国の定めた、国のほうで出した概要というのが 1 番から 13 番までございます。実際は、2 番から 11 番までについては、現在もやっている事業になります。下のほうに*印もございますが、その現在もやっている事業について、拡充、充実改善等をやっていこうということで、概要では配置されております。ですから、(新規)となっております、1 番と 12 番、13 番について、これが今回の新制度について、新たな事業ということになっています。13 事業がありますが、簡単に概要と、国のほうの今後どのようにやっていきたいかというところを示せていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1 番の利用者支援。これは新規事業になるわけなのですが、この 13 の地域子ども・子育て支援事業について、これを行うに当たって情報の集約や、提供や、または関係機関との調整等、子どもや保護者がいる地域、身近な場所で行う、こちらのほうを目玉にして行っていこうということでもあります。内容については、ちょっと細かいことは申し上げられませんが、一応そういう方向性でいくというところがございます。

2 番、地域子育て支援拠点事業。これは現在、日野市でも行っている子育て広場とか、

児童館で行っている親子が気軽に行ける場所としての機能。そこで相談等も受けられるような事業ということになっております。これについては、利用者の支援や地域支援ということでの強化ということがいわれております。

次、3番目ですね。妊婦健診です。これについては、現在も日野市でも妊婦になって母子健康手帳を給付される際に、14回分の無料券という形でお配りをしていますが、この辺の公費負担の割合がちょっと変わるというところが主なところになっております。

次に4番目については、乳児家庭全戸訪問事業ということで、現在市の健康課のほうで、4カ月までの生まれたお子さんについて、全戸の訪問をしているところです。100%というわけにはいかないのですが、90%ぐらいのところに行けているということです。訪問し、何かあった場合については、その後のケアというものをしていくわけなのですが、今回については、その訪問について早期訪問、あとは産後のケアですね。このあたりを非常に強化していきたい。あとは、養育支援を要する家庭を、確実に把握する方法や、あとは里親出産への対応、こちらのほうを考えていきたいというふうになっています。

次に5番目、養育支援訪問事業です。こちらのほう、今4番のものと関連するのですが、生まれたお子さん、そして家庭、養育支援が必要だという対象の家庭については、子ども家庭支援センターや健康課等で、実際に専門職が訪問を通して支援をしているわけなのですが、その家庭をどのようにして明確化していくか。そして、実際に訪問する者の資質の確保ですね、こちらのほうを課題として、これから考えていきたいというふうになっております。

その他、要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業ということについては、今、日野市で、要保護児童対策地域協議会ということで、何か子どもに学校や保育園、幼稚園等で何かあったときにお互いに連絡を取り合って、支援をしていくような仕組みがありますが、その要保護児童対策地域協議会の委員に対する研修を、あとはその調整機関。今現在は、子ども家庭支援センターが調整機関になっているのですが、その専門指導員研修またはその子どもたち、機密情報なのですが、こちらのほうの電子化等も、こちらを進めていきたいというふうになっております。

次、6番目。子育て短期支援事業です。これは、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業のことなのですが、ショートステイというのは、やむを得ない事情でお子さんを泊りを含めた形で受ける事業。トワイライトステイ事業につきましては、先ほど吉富先生のほうからお話がありましたが、夕方から夜にかけてどうしてもお仕事等で預けなきゃ

いけない場合、もうちょっと言えば、夜 6 時～10 時まで預けられるような制度、これがトワイライトステイ事業になります。こちらのほうの充実・拡大ということの話が出ております。

次、7 番目、ファミリー・サポート・センター事業です。こちらのほうは依頼会員、提供会員の相互援助活動ということで、こちらのほうの提供会員さんの確保、あとは質の確保、あとは補助要件の見直し等を新たな課題として捉えて出されております。続けてよろしいでしょうか。

8 番、一時預かり事業です。こちらのほう、一時保育事業のほうがわかりやすいかと思っております。日野市内では今 7 カ所で行っています。こちらについては、量の拡大や利用要件の弾力化、または手続きも利用しやすいようにできないかと、そんなようなことが書かれております。

次に 9 番目、延長保育事業です。保育園の関係で言いますと、11 時間を超えての保育事業の拡大延長保育事業ということになるわけなのですが、この保育士の配置について充実させていきたいと。特に延長時間の始期、終期がどうしても手薄になるということで、こちらのほうについて充実できないかというところでの問題提起と実施案が載っております。

次に 10 番目、病児・病後児保育事業です。こちらのほうは、日野市には病児保育支援 1 園、病後児保育支援 2 園とあるのですが、こちらの量的な拡大を必要というように書かれております。

次に 11 番目、放課後児童クラブ。これは学童クラブです。日野市では入所時に申請があった方について 100%入所を今も続けているわけなのですが、この辺の学年について延ばすとか、障害児保育についてどうするか、この辺が今、国のほうで見直されております。

12、13、こちらのほうは、まだ具体的なことが出されておらずで、これから検討されるということになっております。このまま下のほうに行かせていただきますが、今後のイメージが……。

○会長 話の途中なのでございますが、お忙しい中、市長さんが駆けつけていただいたようでございます。また次の公務もあるようでございますので、ちょっと途中で話を切りますが、御挨拶をちょっといただきたいと思いますのですが、よろしくお願いいたします。

○市長 皆様、こんばんは。大変お疲れさまでございます。第 1 回目の子ども・子育て支援会議ということでございます。本来なら冒頭で御挨拶を差しあげるところでございますが、ほかがちよっとありまして、今ごろ来てということで、しかも、説明会議を中断して

ということで、全く申しわけありません。

この、子ども・子育て支援事業でございます。ちょうど平成 15 年に次世代育成支援対策支援推進法というのが出てきて、一連の子育て支援がそこでスタートしたのだというふうに思います。5 年刻みでやって、日野の場合は第 1 期、2 期のひのっ子すくすくプランを策定して、子どもにかかわる事業、子育て支援事業をずっとやってきたと思います。思い起こすと、第 1 期のひのっ子すくすくプランは、私も職員でありました。当時の児童福祉課という課の職員で、担当の 1 人として第 1 期のすくすくプランをつくったということでございます。第 1 期のすくすくプラン、いろいろと課題もございました。それを受けて第 2 期をつくるということで今に至っております。

今回のプラン、多分説明があったと思いますけれども、過去 2 回の 5 年刻みのプランと一番異なるのは、まず過去 2 回はいわゆるお金の問題は入っておりませんでした、多分。ただ、もちろん何かをする場合には予算を伴うものでございます。ただ、給付サービスとそれから給付と負担の関係という形でプランの中に入ってくるのは、今回が初めてかなと思います。ちょうど介護保険のような制度設計がなされているということでございます。

それからもう 1 つは、過去の 2 回のプランに比べて、今まで以上に行政、市の責任、それから実施する守備範囲が広がっている。また決定的な役割を果たすことがあります。その役割が非常に強いのかなと思っております。また、過去に比べて人口の動態を見ると、少子高齢化がさらに進んでいく。当然高齢者がふえていきますし、それから、恐らく人口は 2015 年を境に減っていくという話になっております。ただ、日野市の場合は、かなりほかの市に比べて都市基盤整備を行っております。大きな 4 つの市施行の区画整理事業を行っているし、豊田駅の北口、多摩平の開発を見ますように、まだまだ人口の流入社会増ということが予想されますので、人口動態どおりにはいかないかなと。その点でも、この計画を立案する場合の難しさというものを抱えてやっていくのかなと思っております。これまでよりはるかに難しい制度設計がありますから、ますます地域の関係者、皆様の御意見というものが、非常に大きくこの子育て支援の仕組みのあり方を左右するかなと思っております。その意味で、皆様にこの支援プランについては、これまで以上の御支援、御協力、御指導を賜っていただければ今後はないかなと思っておりますので、今後ともこの子育て支援会議、ぜひとも 27 年度に向けての制度設計、日野市が子育て日本一とかつて言っていましたが、その言葉に値するような支援プランをつくっていきたいと思いますので、ぜひとも皆様、今後の御協力をよろしくお願いしたいと思います。本日はまことにありが

とうございました。

○会長 どうも、大変いいお話をありがとうございました。公務で御退室される、どうぞあれしていただいて。時間が許す限りいていただければと思いますが。

それでは、続けて今後のイメージのところからでしょうか。

○事務局 それでは、続きまして5ページの隅の下のほうに、今後のイメージということで、平成27年4月に施行とした場合として、右上のところに矢印で国で実施のものと自治体で実施のものの点線なのですけども、ちょっと見づらくて申しわけないのですが示されております。まさにこの図面を見ていただければおわかりになるかと思うのですが、平成25年度にこの子ども・子育て会議の基本版ですね、この第1回目、これを設置となっております。主だったものについて、市町村としては上から2番目の基本指針と事業計画、こちらのほうを主に検討していくことになるかと思っていますけど、その他については、太い矢印にあるとおり、国のほうで実際にいろいろ会議等で決められたものが進められて26年度を迎え、市の市議会のほうで決定をして、平成27年度の4月に実施と、そんな形になっております。会議のほうは今年度が3回、来年度が一応5回ということになっておりますので、27年の4月に間に合うように、その辺を着々と進めていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。ちょっと見ただけではなかなか、もう法律もいろいろあってなかなかわかりにくいところを、大変わかりやすく御説明いただいたかと思います。しかし、まだまだ理解できないところもございます。ちょっと時間もありますが、ただいまの限りで御質問なり異論があれば承りたいと思います。これは、いわゆる国の定めたものでして、これから我々が先ほども市長さんからもお話がありましたが、やっていかなきゃいけない中の大枠になりますからね。これをベースにして、この中でやっていかなきゃいけないという。その点いろいろな制約もあるかもしれない。また逆に、それなりのまた給付含めて、いろいろな形、問題も生じるかと思いますが、相当新しい局面を開かなきゃいけないというか、このような意見がある方は、ちょっとたくさん長々とお話がありまして、我々どこからという感じもありますが、御質問なりございますればお願いしたいと思いますが。認定こども園なんかでは、ちょっとそんな御意見なり、御質問なりありますでしょうか。

○委員 幼稚園という立場でお話し致します。私立幼稚園は各々大事にしているものが違います。そこで、今迄はお母様たちが御自分の子育てに一番合った幼稚園を選びお申し込

みになっていましたが、今これを見ると、もしかしたら自分が行きたい幼稚園に行けないということがこれから出てくるのかなとちょっと不安に思いました。その場合、各幼稚園の個性が全然違いますので、もしも違ったところに入らざるを得なかったときには、子供も親も困るのではないかという不安があります。

○会長 まあ、ちょっと深い込み入った話になりますが、ただいまのところの中でお話できることございますか。

○事務局 今、保育園については、市のほうで全部まとめて受け付けをして、そのポイントに応じて決めていくということです、必ずしも第一希望の保育園に入れるわけではないというふうな状況でやっております。これに対して幼稚園のほうとしては、幼稚園のそれぞれの理念というものがございまして、またそういうものを大切にされているということで、国のほうも当初は市のほうの関与を大きくというような形でスタートをしましたけど、国の会議のほうで、だんだんその辺については幼稚園のほうの思いを酌んでいたほうがいいのではないかという流れにはなっております。最終的にどんな形になるのかわかりませんが、保育園のように非常に待機児が多いという中では、利用者調整というのはある程度必要かと思えますけれど、ある程度今、日野市内の私立幼稚園、待機児が非常に多いというような状況でもなく、皆さんがそれぞれの希望のところに行けるということであれば、逆にそちらのほうは尊重していきたいかなというふうには考えてはいます。

○委員 ありがとうございます。安心いたしました。皆さん、すごくとてもお母様たちも心配なさっているところなので、とても安心いたしました。

○事務局 発言の前に、市長が次の公務がありますので、ここで退席をします。

○市長 申しわけありません、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

○委員 今の御質問に関してなんですけれども、これ、非常に行政目線で書いてある資料なので、わかりづらいところがあるのですけれども、実際の制度の運用は、やっぱり保護

者の皆さんから見てわかりいいようにしていかなきゃいけないというのは、恐らく国も、それと我々もそう考えています。保育園も幼稚園も、まず行きたいところがありということとは変わりがないし、その中で第一希望がかなわないとかいうのは、保育園の場合はかなり頻々に起こるわけですが、幼稚園はおおむね行きたいところに行けているし、それは変わらないと思います。認定証だとかいろいろプロセスがありましたけれど、そういうものも今までとあんまり変わらない。物すごくものが変わっちゃって、今までと違う別の心配事がふえるのじゃないかということがないようには、私たちやっていかなきゃいけないというふうに思っていますので、そこは。

○委員 そうなると、各施設がしなければならない事務手続きが、増大すると思います。なので、事務職を少し揃えていかないといけないと思います。それから幼稚園の中には仕事をしながら、やはり3、4、5歳の間は子どもと一緒に過ごしたいと思い、仕事の仕方を工夫され、この間はパートにしておこうと、調整されている方が結構います。そういう方たちも多分今度、仕事をしているお母様の子どもということになるのですよね。なのでその辺が多分事務が大変になるかと思っています。でも、お母様達はとても助かるのではないかと思います。今までは、預かり保育にお代を支払いながら、自分も仕事をしながら、幼稚園に通わせている方が多かったので、そういう方にとってみたら、優しい今回の制度になるのかなとそんなふうに思います。

○会長 ありがとうございます。日野市は大変今のも含めていろいろ住民のことを考えてやっていただいているようでございます。また、運用のところで、助成のことが期待していいのかなという感じは受けます。またぜひそういうものを生かしていただくような形にしていきたいというのは思いますね。

ちょっと時間もございますので、またこれについてはかなり細かいこともございます。これからこの問題だけ後の議事の中に、こういうところを進んでやっていこうとか、よく相談しながら、考えながらちょっとやっていかなきゃいけないこともあろうかと思っています。そんなことでまだまだ御意見あるのかなとは思いますが、ぜひともという方がおられまし

たら、どうぞ。じゃあ、お二方よろしいですか。じゃあ、こちらの方から先に。

○委員 父母連のほうでちょっと前に議題に上がったことなのですが、申請をするに当たって、認定の手続きがこれから必要になるって、先ほど3ページのところの保育を必要とする場合の、当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用に、市町村が利用の調整を行うというのがありましたが、それが、その施設がちゃんと整えば、それは結構なくなるってことですかね、保護者と園との直接の。新制度の、保護者が利用手続き、入所の申請をする前に、その保育の必要性とか必要量の認定を受ける仕組みに変わるじゃないですか。それに伴って保育をする時間、その必要性、保育が必要かどうかという認定と、保育が受けられる、保育はこの人は何時間与えられるのかというのが、多分そこで出てくると思うのですね。それになると、今度保育として、子どもが例えばじゃあ、この親の人は短時間の保育だから、2、3時間しか見られないから、2、3時間で保育園に行ってお話になると、結局行かなきゃいけないお子さんが、保育園に行ったときに、じゃあここで一緒に活動がこの後にあるのにできないよねっていうのが起きてきたりとか、例えば、本当は短い時間なのですが、たまに残業がありますとか、そういうのがなったときに、突然何時間分だけきょうは保育はできるのですかって、そういうのが変わってきてしまうというか。今だったら入ってしまえば8時間なら8時間とか、ちゃんと朝からまず必要な時間保育はしてもらえるのですが、その認定というのが今度から変わるじゃないですか、その必要な量。それが、すごく今父母連のほうでも話が、午前分のパートタイマーさんだったり、フルタイムだったりとか、正職だったりとか、それぞれで、子どもが結局保育園に行ったときに、子どもが大変な思いをするのじゃないかというところが、すごく議題に上がるのですが、そこは、そんな感じに行く行くはなってしまうのでしょうか。

○事務局 今、国のほうで考えているのは、2つに分けて、長時間と短時間ということなのですが、これも例えば、短い2、3時間というようなイメージじゃなくて、クラスの8時間と11時間みたいな形。基本になる例えば9時から17時ぐらいの枠と、それ以外の朝7時からとか、夜7時までとか、延長が必要な方。その2種類の形で保育の必要性の認定を変える。あるいは、保育園のほうでの認定ごとの短時間と長時間の利用定員を決めるというような形のイメージをしています。ですから、保育園でも大体コアな時間で、午前中の活動が非常にコアな部分で、午後はちょっと自由遊びのような形になっていますので、そのコアの部分は全ての方が保育を受けられると。今も同じですけど、15時、16時

に早目に帰られる方、18 時、19 時までいるお子さんというような形の 2 種類に分かれているというふうな考えを国のほうは持っています。その認定、当初の考えとしては、認定さえ受けて、あなたは長時間の保育が必要です、あなたは在職証明書で見るとパートですから、長時間じゃなくて 8 時間の短時間のほうの保育でいいでしょうということの認定証を市が出すだけと。認定証をもらった保護者の方がそれぞれの施設に行くということになっていたのですけれど、さっきも言ったとおり、少なくとも現状のような状況では、それを持って皆さんが保育所をいろんなところを駆け回るとというのが、やはり得策ではないと。やはり、利用者調整というのが必要なので、この当面の間というのがどこまでの間なのかわかんないのですけれど、少なくとも待機児童が 100 人とか 150 人いる中で、これを外すということは考えられないと。みんながどこでも自由に保育園を選べて行けると。待機児って何だっというような状況になるまでは調整を続けるというふうに考えております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 じゃあ、お待たせしました。

○委員 私のほうは質問なので、もし時間がなければ次回までに整理してお伝えいただければ結構なのですが、5 ページの地域子ども・子育て支援事業の 13 の中の 3 つが新規でという中で、ちょっと新規に関する内容が、ちょっと御説明いただいても正直よく理解できなくて、また、お話しづらい面ももしかしたらあったりするのかもしれませんが、やはり、どういったものに関してこの場で議論をするかというところの把握もしたいと思いますので、新規の内容が、これがどういった項目なのか、今回難しければ次回までに整理していただいて、お聞かせいただければというふうに思いました。

○会長 それじゃあ、次回までにちょっとその辺のところを。確かにいろいろあって、ほんとにちょっと時間的にも無理なところもあり、後ほど、またそういう形でお見せしていきたいと思います。

それでは、そういうことで大変時間の都合上失礼いたしましたが、それでは最後の議事になりましょうか。次は、(4) 日野市子ども・子育て支援事業計画についてということでございますね。それをお願いいたします、事務局の方に。

○事務局 それでは資料の 6 をごらんください。事業計画の概要というところでございます。1 番目の趣旨の四角がございますが、2 番目をごらんください。5 年間、27 年から

31年の計画期間における、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の方策、実施時期、こちらを記載するということでございます。量の見込みに関しましては、その下段2の、ニーズ調査の概要というところで今準備を進めておりまして、もうじき発送する予定ですが、約4,000アンケートをとらせていただくというようなことでございます。調査項目につきましては、最下段（3）ということで、1から4までこのような状況の調査をするということになります。

裏面をごらんいただいて、大体こういうようなイメージになるのじゃないかということで、計画書に量の見込みを記載するということで、これ、1、2、3年となっていますけど、4、5年というような形でどれだけのニーズがあつて、どういうふうにそれに対応していくのか、整理をしていくのかというようなこういうことを織り込んでいくというような内容になってございます。簡単ですが、以上でございます。

○会長 イメージということで、これからこういった案を詰めていくということになるのでございますよね。実際、ひのっ子のほうでも22年、こっちのこの先の動きとか出ていますが、その後、先ほどもお話がありましたけれども、ちょっとその辺のあれが変わってくる可能性がありますから、やはりこの実態調査というニーズの調査を、これが非常に大事になろうかと思うのですね。こういう資料で示しながら発展していきませんか、当然のことかと思いますが。

ただいまのところでちょっと御意見なり、御質問なりございませんか。どうぞ。

○委員 すいません。質問したいのですけれども。ニーズ調査概要の（調査区分）に書かれているさまざまな資料があるのは、標本数があるかと思いますが、区分ごと、調査区分によってそれぞれ標本数があるわけなのですけれども、例えば、未就学児が例えば1,600、小学生の保護者が1,200とあると思うのですが、この標本数の根拠は何ですか。

○会長 こういう数にしたのは何を基準としたのかということですね。

○事務局 基本的には現行計画。ひのっ子すくすくプランの後期の計画に沿った形で今回も同じような標本数をセットさせていただきました。以上です。

○会長 よろしゅうございますか。何かもっとこういうようなことの御意見があれば。

○委員 全世帯ではないってことですよね。ここに書いてあるとおり、無作為で抽出を行うということで。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。

○会長 ありがとうございます。ほかにどうぞ。

○委員 ほかの市や区でお聞きしている事ですけども、このニーズ調査が莫大な量で、見るのも嫌になるようなものというお話を聞きますが、日野市の場合は、できるならばアンケートがいっぱい戻ってきたほうがいいですよね、20何%、30%じゃ困るので。それには何か工夫なさっていますか。もう出されたかもしれませんが、先程、お話の中でこれからとおっしゃったので、こんなにたくさんで、もう書きたくないわという物ではなくて、あっ、書きたいなと思える物にした方が良くと思います。これからはこの様になりますということがはじめに書かれてあって、見やすく、書きたくなる様なものだったらきっと書いて頂けると事と思います。その辺どうでしょうか。

○事務局 御指摘のとおりでございまして、項目をチェックしているのですけれども、ほんとに骨の折れるアンケートだなというところがあるのですけれども、各市の状況を見ましても、60、70 というような設問数でございまして、できるだけ御回答いただけるような見やすさですとか、そういった工夫もしているところではあったのですけれども、なかなかその項目を削っていくというのも、これもまた難しい作業でして、非常に御負担を強いってしまうことになろうかなというふうに思っているのですけれども、ぜひ御理解をいただければと思ってございます。

○委員 じゃあ、工夫はなしですか。

○事務局 いや、工夫はしているということで御理解ください。

○委員 ほかの市ではまるっきり変えて、すごく見やすいものもあります。それだと答えやすいし、楽しく書きやすい。そのほうが回収率が上がるかなと思いました。

○会長 できちゃっていると、ちょっと困るのですけど。

○委員 もう遅いような気がするのですけど、その見出しの一番最初のところだけでもあるとよいですね。

○会長 その辺のところはまだ変える余地があるのか、ないのか、それにも関係してきますし。

○事務局 もう発送準備に入っているのです。ただ、わかりやすく、読みやすくということ

は配慮したつもりですし、あと、国が指定する設問が多いということもあるのですけれども、そこに、さらに日野市らしさみたいなのを織り込んでいくと、これは困ったねというところがあったのだけれども、削り込みもある程度したつもりはあるのです。やっぱり、この前の計画をつくったときに聞いたすごく大事な項目ってあるのですが、それもやっぱり残しておきたいなっていうのもあるのですよね。大事なところですよ。例えば、子育てって楽しいと思いますかなんていう、非常に数字には全く影響していないのでしょうけど、大事なところですよ、子育てのハッピーさかげんみたいな、そんなのも残すようなことをやりましたので、工夫はさせていただいています。

○会長 いずれにしても、考えたり、仕上げたりして、あるいは勉強して書かなきゃいけないようなアンケートじゃないのでしょ、お母さん方、お父さん方が。

○事務局 量はあるけども、回答いただける内容だと思います。

○会長 まあ、おっしゃることもわかるのですがね。まあ楽しくなるような、はい。

○副会長 もうそろそろ終わりのころに変な質問をして悪いのだけど、議事って書いてあるじゃない。それで説明を受けていることと、これからアンケートをとりますっていうことに対して、ここで同意をとるとかっていうシステムじゃなくていいのね。国体のときには何だか知らないけど、何でもかんでも全部採決とってくれ、とってくれって言われて、えらい目に遭ったのだけど。お話し合いでいいの。

○会長 これはお話し合いでいいのだろうと思っていただいて。できるだけ取り入れてもらおうという。決定事項等々がその辺どうなってくるのか、ちょっと私も初めてできょうここであれですから、採決しなきゃいけないようなところが、今のところはないだろうと思っておるのですがね。これから事柄によっては生じていくかどうか、これもちょうと勉強させていただきたいと思います。ちゃんとっておいたほうがいいというときに、会議の中にあったりすることもありますし、それは、事務局ともまた御相談をして、事務局の御都合もあるのかと。実際、実施をしていく側のというようなことで。我々、ここは会議、確かに主体組織をしたのが我々住民にありますから、市民ですから、それなりの意見等々は大いにあっていいわけですから、それも、やはりある意味で住民サービスになり、また市民のためになるだけじゃなくて、市の方もそういう方向でしやすい、やりやすいっていうような御意味での今の御提案だろうと思いますので、今のところはそれでいいのじゃないかと、こんなふうに考えましょうか。

○委員 言ってもいいですか、質問で。もし今2つ御意見がありましたけれども、ポイン

トは量の見込みだとか、確保の方策だとか、実施時期だとか、いろいろなそういう観点の内容も準備なさっていると。いろんなアンケートの内容を準備なさって、あとはもう標本数もできているということだったら、まあ、この会の皆さんの取り組み、保育の方で前向きに市の部分に対してはいろいろとなさっているということなので、私もきょう見たのですけれども、このアンケートの内容を見せていただくとか、それについては肯定的な内容として見せていただいて、我々も今後の議論に糧にさせていただくというのはどうなのでしょうね。これは、かなりあれなのですか。抵抗的にあるのですか。

○事務局 いえ、ございません。本日ちょっと御用意ができなかったので、次回にお話をさせていただきます。

○会長 ああ、そうなのですか。もう封筒詰めとか終わっているようなのじゃないかと、あしたも学会でやりますけれども、そうじゃなくて準備はある程度できている。じゃあ、今の御意見がありましたように、その中でできるだけあまり大変更がないような。とにかくどういうものが見られます。

○委員 どういうものがプランとして組み入れられるのか、またはその他って。

○会長 御用意できるという範囲で結構でございますので。

○委員 7種類ありますので。

○会長 こちらが見るのも大変というか、何と言うか。参考までにという形ですね。見ていただいて、あるいはまた次回やるのかなんだかわからないけれども。

○会長 きょうはちょっと自己紹介を含めて 20 人からやりますし、そういうところかなり時間をとってしまって、議論のほう、御意見がちょっと少なくなったような反省をしておるのですが、次回には十分時間をとって大事なところはやっていきたいと、こんなふうに思います。一応、5 の（4）まで議事ということではよろしゅうございますか、おわかりいただきましたか。終わったかなと思います。

その他としては、今後の予定とか、事務局で次回をいつするかと、大体予定は組まれていますか。また、ちょっと御都合を特に聞くことがあれば、変更があればと思いますので。

○事務局 それでは、本日長時間ありがとうございました。いただきました御意見につきましては、また対応させていただきたいと思っております。次回ですけれども、一応予定といたしまして、1 月 30 日木曜日を予定させていただければ、御提案をさせていただければと思います。時間につきましては、もし差し支えないようでしたら、本日と同じ午後 6 時ということでいかがでございましょうか。

○委員 すいません。子育て支援会議ですけれども、やはりちょっと私たち母親からしますと、18時から20時というのは、子どもに御飯をあげたりですとか、お風呂に入れたりとか、非常に一番忙しい時間帯なので、その辺もし少しでも早くですとか、できるだけこの時間は、私たち母親からしましたらちょっと避けていただきたいなと思うのですが。いろいろな御事情もあるかと思うのですけれども、一応意見として。

○会長 お仕事の関係と、お母さんの家庭の事情と、その辺のところの落としどころとして、変える必要があるのか、ないのか。御意見いかがです。仕事を、今度逆に所長とか、園長とかやっていて、かなりフリーの時間を持っている方と、そちらのほうもありますので、その辺のバランスなのですが。

○委員 この会議って、子ども・子育ての会議だから、やはり子どもと子育て中のお母様に優しくないといけませんよね。小さい子どもを家に置いてこないといけないので、もう少し早い時間のほうが、良いのではないのでしょうか。

○会長 仕事もあれば、その時間公的な仕事でこういうのがあって、時間を何かっていうのを前もって言うっておけば、とれるっていうことができるのですか。私どもはできないことはないのですが。そういう形にしていいただければ、御家庭のお母様方の都合いい時間帯にっていう。できれば職員の方も手を引いて17時に。ちょっと冗談ですよ。そういう形も可能になるっていうことになるかと思うのですよね。

○事務局 あと1つ。事務局のほうから、一応保育をできるような準備はさせていただいておりますので。

○委員 この前の、次世代育成のひのっ子すくすくプランの後期プランの策定委員会は、午後やっていたのです、明るいとき。15時から17時までって。

○委員 そうですね、先ほどの15時から17時とか、午後少しでも早い時間の方がありがたいかと思いますね。

○会長 それで大丈夫ですか。出られますか。

○委員 ちょっとやっぱり仕事をしているので、それこそ仕事していても子どもの年齢が全然違って、子どもの年齢によって多分まちまちで、うちは今この時間でも平気なのですが、同じ働いていても、小さいお子さんをお持ちの方だと、多分、私よりこの時間は厳しい。もしかしたら、小さいけども保育に連れてこられるのだったら、大丈夫かもしれないところで、何とも言えなくて。間をとるのがいいのか、じゃあ、この回はこの時間に見てみましょう。この回はこの時間に見てみましょうというふうに変動してもいいので

あれば、そういうのも手なのかなと。みんな同じ状況では多分ないと思いますし。

○会長 今、幾つかパターンをやってみる必要があるかもしれませんが、今回はこれで行きましょうということになってやってみて、また変えるとかっていう方法しかないかなという感じがいたしますけどね。それじゃあ、差し当たりは次回、今、お母様方と話し合って、事務局のほうも、それ言っていたいてっおっしゃっていたいたのですから、今回は、今 15 時から 17 時ぐらいということで、やるということにいたしましょうか。

○委員 すいません。次は何を議題にしていますか。

○会長 ちょっと追って議題は連絡するようにいたしましょう。ちょっと時間も時間ですから。

○事務局 なるべく早く資料も含めお知らせいたします。

○委員 お願いしますね。

○委員 たびたびすいません。制度理解のために。これも次回までにもし御用意いただければと思うのですが。今回市長もおっしゃったように、財源がちゃんと確保してあるのですね。確かに国として 0.7 兆円とありますが、国の 0.7 兆円はわかるのですが、日野市にここからどれぐらいが来るのかなとかっていうのは、これは、どのようなそういった予算規模のことをここで話すのかというようなことが、この場でもお示しできるのかどうかというのが 1 点。

それと、この制度を走っている中で、現首相が幼児教育無償化っていうのをぼんと言っていますよね。そのあたりは国の子育て会議の中でも、そことの兼ね合いというか、こういうのって何か話がされていて、これだけ決めたのに途中から幼児教育だけいきなり無償化みたいな話がぼんと出てくると、何のために話しているのだろうみたいなことになるのかなと思いますが、そのあたりの動きについて、もし聞かせればなと思っていますので。

○会長 いやあ、ほんとに政権が変わったりいいかげんあるから、大体計算できる範囲で、10%になるかどうかとか、いろいろあるでしょう、消費税も。ちょっと概算でその計画をするときに、日野市もそういうことがわかっていないとできないわけでしょうからね。

○事務局 今、2 ついただきましたけれども、2 番目は少しわかっている部分もあるので。ただ、1 番目は、日本中でハテナマークが。ほんとに何も示されて、0.7 兆円という。

○委員 総額だけですか。

○事務局 人口規模で割り返したら 10 億円ということでしょうけれども、国の仕組みですから。わかる限りはお伝えするようにします。

○委員 お願いします。

○会長 幸い日野市の場合、もう 13 項目のうち、既にきょうの問題、充実差の問題等がありますが、2 から 10 までできているわけですね、基盤は。そういうことも兼ねて新しいところを含めここで話をいただくような議題を次回に設けていただきたいと思います。

それじゃあ、ちょっと不手際で 10 何分遅れました。申しわけありません、遅くなりました。きょうは本当にありがとうございました。

全員 ありがとうございました。